

◇大阪市児童相談所条例の一部を改正する条例

- 1 中央こども相談センター及び南部こども相談センターの位置を改めることにしました。
- 2 中央こども相談センター及び南部こども相談センターの所管区域を改めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この条例は、市長が定める日から施行することにした。ただし、一部の規定は、公布の日（令和6年10月1日）から施行することにした。

（こども青少年局中央こども相談センター）